

大型連休の事件・事故の未然防止について

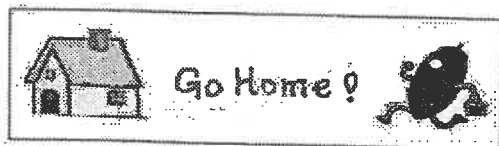
～安心・安全に過ごすために特に気をつけて欲しいこと～

新しい環境（新入学や進級、クラス替えなど）で緊張感をもって過ごしていた気持ちが、ゴールデンウィークに入ると、ゆるんでしまい、開放感から事件・事故等に巻き込まれる生徒がでてきます。そうならないために、特に、次のことに気をつけましょう。

1 休暇中の過ごし方について

(1) 楽しい時間でも早めに家に帰る。

→午後10時以降は、深夜はいかいの補導対象になります。



(2) LINE やネットゲームなど、時間を決めて、早い時間に終わる。

→長時間の使用は、「ネット依存」になる可能性が高くなります。深夜の使用は、生活リズムを崩す原因にもなります。

(3) 事件・事故に巻き込まれるような場所や時間帯を避ける。行動を考える。

→自分の身は自分で守りましょう。

(4) 休みが終わったら学校のことが取り組めるように意識して過ごす。

→中間考査や追試がある学校がほとんどです。単位をとるための取り組みを考えましょう。

2 特に、気をつけて欲しいこと

ネット被害防止

- 勝手に画像を撮ったり、拡散したりしない。
- 勘違いされるような言葉のやりとりをしない。
- 知らないメールなどを開かない。
- 何かあったら一人で悩まずに、誰かに相談する。



薬物被害防止

- 危険ドラッグ・MDMA・大麻等の薬物を使用しない。
- 一生を台無しにすることを、常に意識する。
- 薬物についての嘘の情報に振り回されない。



交通事故防止

- 無免許、飲酒運転、暴走行為は法令違反であり、絶対やらない。誘いにのらない。
- 深夜のドライブは危険度が高くなります。絶対やらない。
- 定通制においては、車両所有者と雇用者・保護者で事故防止を図る。



水難事故防止

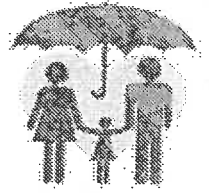
- 遊泳禁止区域で泳がない。
- 天気が悪いときの遊泳は避ける。
- 体調が悪いときの遊泳は避ける。
- 危険な場所で釣りをしない。
- 川の増水に気をつける。



大型連休に向けた問題行動等の未然防止について

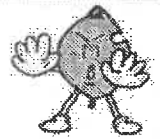
～ 学校・保護者が協力して事件・事故を防止するために ～

●在宅確認と酒類の管理を！



- 夜間の外出は重大な事件事故に巻き込まれる可能性が高くなります。
※夜間における子どもの在宅確認にご協力お願いいたします。
- 子どもの飲酒は、家庭にある酒類の持ち出しが目立ちます。
※自宅にある酒類の管理徹底をお願いいたします。

●法令や条例での規制！



青少年を守るために法令や条例を定めております。特に、知って頂きたい項目を挙げておきます。

- 20歳未満の喫煙や飲酒は禁止されています。
- 未成年者の深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）外出は制限されています。
- 遊技場（ボーリング場、ゲームセンター、クラブなど）への入場できる時間が制限されています。
- インターネットを利用して有害情報（わいせつ画像・犯罪などを誘発するようなもの）にアクセスしないよう、注意喚起しましょう。
※法令や条例に違反した場合、補導などの対象になる場合があります。

●地域の子は家庭・地域で育てる！



- 非行や性犯罪・交通事故被害等から青少年を守るため、早めに帰宅させるよう声かけを行う、「GO家（ご-や）運動」を推進しています。
- 「家庭でのしつけや習慣が、外に出たときのかがみ（鑑）になる」を合い言葉に、沖縄県教育委員会では「家（や）～なれ～運動」を展開しております。子どもの健全な成長にとって、家庭教育は何よりも大切です。そして、PTAや地域との連携を密にし、絆を深め、地域の子どもへの「声かけ」「関わり」を大切にしましょう。
※「GO家（ご-や）運動」・「家（や）～なれ～運動」で検索して下さい。

●子どもをネット被害から守るための、保護者ができる3つのポイント

- 適切にインターネットを利用させる。
- 子どもに持たせる機器には、フィルタリング等を設定する。
- 家庭のルールを子どもと一緒につくる。



【ルールの具体例】

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 利用する時間帯を決める。 | <input type="checkbox"/> 使用後は保護者が管理する。（預かる。） |
| <input type="checkbox"/> メッセージのやり取りを強要しない。 | <input type="checkbox"/> 使わない子を仲間はすれにしない。 |
| <input type="checkbox"/> パスワードは保護者も知っておく。 | <input type="checkbox"/> お金がかかる場合は事前に相談する。 |
| <input type="checkbox"/> 個人が特定される情報（名前、画像、学校名など）は書き込まない。 | |
| <input type="checkbox"/> 知らない人のメールに返信しない。 | <input type="checkbox"/> 困ったときはすぐに相談する。 |

STOP! 自撮り!

沖縄県青少年保護育成条例が改正されました

主な改正点

【平成31年3月29日改正・公布】
【令和元年7月1日施行】

- 1 18歳未満の青少年に裸体等の画像等の提供を求める行為は禁止
- 2 不当な要求行為は30万円以下の罰金

【不当な要求行為とは】

- 青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めること
- 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて提供を求めること
- 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により提供を求めること



裸の画像を要求する人は
あなたを大切にしている人
でしょうか。

知っていますか?

- ◆ 県内で「自撮り被害」が発生!
青少年がSNS等で知り合った人等から、脅されたり、騙されたりして、自分の裸体等の画像を送付させられる「自撮り被害」が県内で発生しています。悲しいことに被害者のほとんどが中高生です。

被害に遭わないために

- ◆ SNSで知り合った人を安易に信用しない!
顔が見えないSNSの世界では、女性や良い人になりすまして、裸の画像を要求する悪い人がいます。画像が一度ネット上に流出すると削除は困難です。被害に遭わないよう、SNSで知り合った人を安易に信用しないでください。
- ◆ 大切な人から要求されても絶対に送らない!
大切な人、信用している人から裸体等の画像を要求されたとしても絶対に送ってはいけません。
- ◆ 要求されたら必ず相談を!
裸体等の画像を要求された場合は、一人で悩まず、必ず家族や先生等に相談してください。

消せない



保護者の皆様へ

- ◆ フィルタリングの設定を!
お子様を守るため、お子様のスマートフォン等には、必ずフィルタリングを設定してください。
- ◆ 家庭のルールづくりを!
お子様にスマートフォンを持たせる場合は、スマートフォンの使い方、利用時間等について、お子様と話し合い、家庭のルールを作るようにしてください。

困ったときの相談窓口(緊急時は110番)

【ヤングテレホン(県警少年サポートセンター)】(09:30~18:15)
電話 0120-276-556(フリーダイヤル・携帯からも可)
【沖縄県警察相談窓口】(24時間対応)
電話 #9110 又は 863-0110
【メール相談SOS】(受信は24時間対応)
沖縄県警察HPからアクセス 又は soudan@police.pref.okinawa.jp

家庭のルール(例)

- 人が嫌がることは書き込まないこと
- 食事中・勉強中は使用しないこと
- SNSで知り合った人のことは必ず親に知らせること



900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
TEL 098-866-2174 FAX 098-868-2402 メールアドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp